

行政監査報告書

平成17年度
(未収貸付債権の管理について)

佐賀県監査委員

監査第010212号

平成18年11月2日

佐賀県議会議長	原口 義己	様
佐賀県知事	古川 康	様
佐賀県教育委員会委員長	杉町 誠二郎	様

佐賀県監査委員	中村 孝
同	松尾 隼雄
同	吉田 欣也
同	堀田 一治

平成17年度行政監査報告書について（提出）

地方自治法第199条第2項の規定による県の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定に基づき、その結果に関する報告及び意見を別添のとおり提出します。

目 次

第1	監査テーマ	1
第2	監査の目的	1
第3	監査対象事務	1
第4	監査の実施	1
1	監査の実施時期	1
2	監査の着眼点	2
3	監査の実施方法	2
第5	総合所見	2～3
第6	各貸付金制度の概要及び監査の結果	3
1	佐賀県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付金	4～6
2	佐賀県母子寡婦福祉資金貸付金	7～10
3	佐賀県看護師等修学資金貸付金	11～13
4	佐賀県育英資金貸付金	14～16
5	佐賀県高齢者住宅整備資金貸付金	17～19
6	佐賀県中小企業高度化資金貸付金	20～23
7	佐賀県中小企業設備近代化資金貸付金	24～26
8	佐賀県農業改良資金貸付金	27～29
9	佐賀県林業・木材産業改善資金貸付金	30～32
10	同和地区食肉共同保管流通施設運営資金貸付金	33～35
参考	貸付金の概要	37～56

第1 監査テーマ

未収貸付債権の管理について

第2 監査の目的

今日、佐賀県の財政状況は、平成16年度末の県債残高が予算規模4,567億円を大きく上回る6,109億円に達したことに加え、平成16年度以降、三位一体改革を始めとする国の財政構造改革の一環として、地方交付税や臨時財政対策債が大幅に削減されたことにより、構造的に財源不足の状況に陥ることとなり、その予算不足額を財源調整用の基金の取り崩しにより対応するとしても、平成20年度には基金残高が536億円不足するという、非常に厳しい状況になっている。

一方、これまで県では、長年にわたり産業の振興、生活環境の改善、人材育成等様々な分野で貸付制度を設け、行政施策の推進を図られてきたところであるが、経済情勢の変化、不適切な債権管理、貸付内容の不備等から、貸付金の償還においては多額の収入未済額（以下「未収金」という。）が発生している。

その額は、平成14年度末1,101百万円、平成15年度末1,166百万円、平成16年度末1,227百万円と年々増加しており、厳しい財政状況の中で、施策の推進そのものに支障を来す懸念も憂慮される所であり、貸付金についての適切な債権管理は、歳入の確保や公平性の観点から極めて重要であり、とりわけ未収金の回収は、喫緊の課題でもある。

このようなことから、平成17年度は、未収貸付債権の管理について行政監査を実施し、今後の適切な債権管理に資することとした。

第3 監査対象事務

平成16年度末現在において、未収金が生じている次の貸付金を対象とした。

- 1 佐賀県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付金（地域福祉課）
- 2 佐賀県母子寡婦福祉資金貸付金（母子保健福祉課、各福祉事務所）
- 3 佐賀県看護師等修学資金貸付金（医務課）
- 4 佐賀県育英資金貸付金（総務課）
- 5 佐賀県高齢者住宅整備資金貸付金（長寿社会課）
- 6 佐賀県中小企業高度化資金貸付金（商工課）
- 7 佐賀県中小企業設備近代化資金貸付金（商工課）
- 8 佐賀県農業改良資金貸付金（生産者支援課）
- 9 佐賀県林業・木材産業改善資金貸付金（生産者支援課）
- 10 同和地区食肉共同保管流通施設運営資金貸付金（人権・同和対策課）

第4 監査の実施

1 監査の実施時期

平成17年8月～平成18年3月

2 監査の着眼点

監査に当たっては、次の事項を着眼点とした。

- (1) 未収金の発生防止について
- (2) 未収金の徴収体制について
- (3) 未収金の不納欠損処分について

3 監査の実施方法

監査は、10 貸付金を所管する知事部局及び教育委員会事務局の11 機関（現地機関を含む。）を対象に、各機関から提出された行政監査調書に基づいて実地監査を行った。

第5 総合所見

本県財政状況が非常に厳しい中、貸付金の適正管理については、公平性はもとより、歳入の確保が極めて重要であることを踏まえ、今回、未収金を抱える10 貸付金の債権管理事務について監査を行ったが、以下、その結果について所見を申し述べる。

- 1 県は、いずれの貸付金においても、一定の行政目的を達成するため、貸し付けることには積極的であるが、貸付金であるにもかかわらず、その回収については、制度どおりの運用を行わず、消極的な対応がなされており、総じて厳しき、熱意が足りない。

- (1) 例えば、すべての制度で連帯保証人を立てることを義務づけておきながら、積極的に連帯保証人に請求していたものはなく、借受人の意向に配慮し、連帯保証人への請求を控えるという対応がなされていた。

連帯保証人については、貸付けに際し、面談等の保証意志の確認を行い、借受人に未収が生じた場合には、まず、その事実を知らせるとともに、できるだけ早い時期から積極的に請求を行う必要がある。

- (2) また、一定の理由があれば貸付金や延滞利息の償還を免除する制度がありながら、どのような場合に免除するのかが定められていないものがあった。これらについては、取扱要領等を定め、適正に運用する必要がある。

- 2 未収貸付債権の中には、費用対効果を考慮すると債権回収の継続に問題があるもの、生活困窮者からの回収が新たな困窮を招くと考えられるもの、回収手段がほとんどないもの等が見受けられた。これらについては、事案の状況を踏まえ、徴収停止や不納欠損処分を検討すべきである。

- 3 今回の監査結果を踏まえ、未収金を抱える所属におかれては、現在の徴収体制や償還指導の方法を再度検討するとともに、各所属を越えて、未収貸付債権の管理に関する積極的な情報交換を行うことが必要である。

- 4 更には、未収貸付債権の管理を専門的に行う組織の設置や、債権回収会社（サービサー）への委託等の可能性についても検討する必要があると考える。

以上、未収貸付債権の管理のあり方について述べてきたが、県の貸付制度は、今後も厳しい財政状況を反映し、行政目的達成のため、益々その必要性や有効性が増していくものと思われる。一方、未収金の増大は、県の財政に影響を及ぼすだけでなく、貸付金制度そのものの存続を危うくし、制度に対する県の姿勢について県民の信頼を損なうことにもなりかねず、未収貸

付債権の適正管理には十分意を用いることが必要である。

また、今後の貸付金制度の創設、運用に当たっては、制度の趣旨、対象者の実情等を勘案し、償還免除の必要性や要件、担保徴求の是非等についての規定を定めるとともに、制度の適正な運用に努めることが肝要である。

特に、社会情勢等を見極め、制度の効果等について常に検証を行い、適宜見直しを図るとともに、目的を達成したもの又は民間の制度を活用できるものについては、逐次廃止を行うこととすべきである。

最後に、貸付制度には少なからず公金が投入されていることを念頭に置き、運営、管理を公平かつ適切に実行され、各々の制度が、県民の福祉の向上等に寄与するよう望むものである。

第6 各貸付金制度の概要及び監査の結果

今回監査対象とした貸付金の制度は、各々その背景・目的によって、貸付対象、貸付条件、貸付方法等が異なっていることから、各貸付金制度の概要及び監査の結果については、個別に記載することとする。

未 収 金 の 推 移

(単位：円)

貸 付 金	平成14年度	平成15年度	平成16年度
1 佐賀県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付金	432,000	1,246,000	2,044,000
2 佐賀県母子寡婦福祉資金貸付金	242,806,700	270,102,578	294,048,590
3 佐賀県看護師等修学資金貸付金	2,378,000	2,552,000	1,206,000
4 佐賀県育英資金貸付金	24,529,510	29,396,210	33,992,760
5 佐賀県高齢者住宅整備資金貸付金	22,967,459	21,183,985	19,901,524
6 佐賀県中小企業高度化資金貸付金	603,533,029	629,070,029	653,147,705
7 佐賀県中小企業設備近代化資金貸付金	137,498,265	135,756,265	138,147,265
8 佐賀県農業改良資金貸付金	5,885,242	13,382,796	20,084,533
9 佐賀県林業・木材産業改善資金貸付金	15,685,000	18,239,000	19,686,000
10 同和地区食肉共同保管流通施設運営資金貸付金	45,394,839	45,394,839	45,394,839
計	1,101,110,044	1,166,323,702	1,227,653,216

1 佐賀県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付金

1 制度の概要

社会福祉士又は介護福祉士（以下「福祉士」という。）の養成施設（以下「養成施設」という。）に在学し、卒業後県内で、福祉士の業務に従事しようとする学生に修学資金を貸し付けることにより、県内における福祉士の充足を図るため、平成5年度に創設され、平成16年度までに89人に貸し付けがなされた。

平成15年度末現在、県内における社会福祉士は347人（創設時12人）、介護福祉士は3,329人（創設時429人）で、県内介護保険施設における介護職員全体に占める介護福祉士の割合も4割となり、この制度は、「所期の目的を達成した」として、平成17年度末をもって廃止された。なお、経過措置として、養成施設に在学中の継続貸与者（平成17年度末現在5人、平成20年度貸付終了）への貸付けのみ行われている。

2 監査の結果

借受人は養成施設において償還能力の審査を受け養成施設の推薦により県に申請する仕組みとなっており、また、養成施設を卒業後、県内の社会福祉施設等に7年間従事すれば貸付金の償還を免除することとされている。このため、償還免除の対象者が多く、滞納者は少ない

平成16年度末現在、貸付者総数89人で、そのうち全額免除者12人、償還猶予中の者47人、償還済者26人、償還中の者は4人でそのうち3人が滞納者（生活困窮2名、行方不明1名）である。

3人の滞納者のうち2人については、督促状の送付、電話・訪問により借受人及び連帯保証人への請求がなされていたが、1人については、連帯保証人への請求がなされていなかった。

3 指摘事項

- (1) 7年間の県内の社会福祉施設等での従事が困難になった場合には、貸与期間に相当する期間内で償還する義務が生じるため、借受人には大きな負担となり、滞納が生じる恐れがある。

滞納が発生すれば、長期に及ぶ恐れがあることから、滞納者ごとの管理（貸付台帳、貸付申請書、償還状況記録、訪問指導記録、納付誓約書等）を確実に行われたい。

- (2) 生活困窮等の理由で借受人からの償還が困難な場合は、できるだけ早い時期に連帯保証人への償還指導を検討されたい。

◎ まとめ

この貸付金の未収金は、平成16年度末現在、2,044,000円である。

新規貸付は平成17年度末をもって廃止されており、また滞納者も3人と少ないが、償還中、償還猶予中及び継続貸付中の者に係る債権管理を行い、新たな未収金の発生防止に留意する必要がある。

4 最近の貸付け及び償還状況

(1) 最近3年間の貸付け及び償還免除の状況

(単位:件、円)

会計年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
(貸付件数)	(10)	(9)	(10)
貸付額	4,104,000	3,888,000	4,320,000
(免除件数)	(3)	(3)	(6)
免除額	2,160,000	1,728,000	3,740,571

注 免除件数、免除額は、過年度貸付分である。

(2) 最近3年間の償還状況

(単位:円)

会計年度	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
調定額 (A)	(13) 3,350,571	0	(18) 1,944,000	(2) 432,000	(23) 4,035,429	(6) 1,246,000
収入済額 (B)	(11) 2,918,571	0	(14) 1,080,000	(1) 50,000	(19) 3,187,429	(1) 50,000
収入率 (B/A×100)	87.1%	0	55.6%	11.6%	79.0%	4.0%
不納欠損額 (C)	0	0	0	0	0	0
未収金 (A-B-C) (D)	(2) 432,000	0	(4) 864,000	(2) 382,000	(4) 848,000	(6) 1,196,000
未収率 (D/A×100)	12.9%	0	44.4%	88.4%	21.0%	96.0%

注 () は、件数

(3) 最近3年間の貸付残高

(単位：円)

会計年度末	平成14年度	平成15年度	平成16年度
未収金 (A)	432,000	1,246,000	2,044,000
償還未到来額 (B)	40,392,000	40,608,000	37,152,000
貸付残高 (A+B) (C)	40,824,000	41,854,000	39,196,000
貸付残高に対する 未収金の割合 (A/C)	1.1%	3.0%	5.2%

(4) 未収金の償還指導の状況

平成16年度末 滞納者数	監査実施数 A (Bを含む。)	Aの滞納理由	Aの主に償還を求 める者	平成16年度に 全く償還がない 者 B
3人	3人	生活困窮 2人 行方不明 1人	借受人 1人 連帯保証人 2人	1人

2 佐賀県母子寡婦福祉資金貸付金

1 制度の概要

第2次世界大戦により戦争未亡人が大量に発生し、疲弊した経済情勢のもとで生活困難に陥ったため、このような未亡人及びその扶養する児童に対しての福祉対策が必要となり、昭和28年度、母子福祉資金の貸付等に関する法律に基づき母子福祉資金貸付金として創設された。

昭和40年代に入り、母子家庭であった子供の年齢が20歳近くなり、また生別母子家庭の割合も増加してきたことから、子供が成人しても貸付けを受けられる制度として昭和45年度、予算措置により寡婦福祉資金貸付金が創設された。

昭和57年度、母子及び寡婦福祉法に改正され、母子寡婦福祉資金貸付金として統合された。

その後、経済状況の変化に伴い貸付限度額の引き上げを行うとともに、児童に対しても修学資金、修業資金、就職支度資金、修学支度資金の貸付けを可能とするなど制度を見直し、母子家庭及び寡婦の経済的自立を支援している。

2 監査の結果（所属名は平成17年度時点）

この貸付金は、元々経済的に恵まれない人に対し自力で生活できるよう側面的援助をするための貸付けであり、借受人は返済資金に窮する 경우가比較的多い。このため、他の貸付金に比べ延滞の割合が高い。

貸付事務は母子保健福祉課で行い、未収金の償還指導は母子保健福祉課及び県の各福祉事務所で、償還促進強化月間を設けるなど積極的に実施されていたが、一部改善を要する事項が認められた。

未収金の徴収体制については、組織的な取組が必要であるが、一部の福祉事務所においては、実質上、嘱託職員である「母子自立支援員」だけの体制となっていた。

借受人及び連帯保証人への督促状及び定期的な文書催告状の発送は、母子保健福祉課で行っていたが、その後の状況を各福祉事務所に連絡しておらず、連携がうまく取られていなかった。

母子保健福祉課においては、市を窓口として貸付申請を行った滞納者に係る貸付金関係書類について、福祉事務所への引継がなされていなかった。

さらに、母子保健福祉課では、滞納者分に係る昭和の頃の文書が、当初設定した保存年限に基づき、すべて廃棄されていた。

平成16年度からは、貸付けに当たり、借受人、連帯借受人、連帯保証人を全員面接し、償還意思、保証意思の確認がなされているが、償還指導については、借受人の意向を踏まえ、償還がされていないにもかかわらず、本来の連帯借受人、連帯保証人への請求は十分ではなかった。

3 指摘事項

- (1) 担当職員の債権管理事務の負担軽減や業務の効率化を図るため、未収金の発生防止や回収等に関するマニュアルを整備されたい。
- (2) 母子保健福祉課は、福祉事務所で償還指導を行うものについては、必要な情報、書類を福祉事務所に送付し、活用させられたい。
- (3) 福祉事務所においては、母子自立支援員（嘱託）任せとせず、組織的取組を行われたい。
また、母子自立支援員については、償還指導に係る研修を実施されたい。（各福祉事務所）

- (4) 県が回収すべき債権を有する借受人関係の一切の書類は、当初設定した保存年限を見直し、回収が完了するまで保存されたい。
- (5) 貸付金残高の約8割を修学資金及び就学支度資金が占めているが、これら資金については、申請の時期が集中し、短期間で大量の件数を審査する必要があるため、体制の充実を図り、慎重な審査を行われたい。
- (6) 貸付金の滞納を増加させないため、特に高額滞納者や長期滞納者分には、連帯借受人及び連帯保証人への積極的な請求など、回収手続を強化されたい。
- (7) 事業資金については、自立していくための重要な資金であるが、金額もリスクも大きいので、貸付けに当たっては、事業の見通しを含め、慎重な審査を行われたい。
- (8) 償還する資力があると思われるのに償還しないなど、悪質滞納者に対しては、連帯保証人への積極的な請求や法的措置も視野に入れ対応されたい。
- (9) 回収可能性が低い債権については、今後、長期間の催告に係る費用対効果も考慮しながら、不納欠損処分についても検討されたい。
- (10) 延滞違約金（年利10.75%）については、規定があるのに請求されていなかった。免除の必要性があるなら規定の整備を行い、適正に運用されたい。

◎ まとめ

この貸付金の未収金は、平成16年度末現在、294,048,590円であり、今回監査した貸付金の中では、最も貸付件数が多く、未収金は2番目に多かった。元々経済的に恵まれない人に対し自力で生活できるよう側面的援助をするための貸付けであることから、あらかじめ滞納の割合が高くなることが想定できる。未収金の削減、発生防止に向け、より一層回収手続を強化するとともに、回収の見込みのないものについては、不納欠損処分についても検討する必要がある。

4 最近の貸付け及び償還状況

(1) 最近3年間の貸付状況

(単位：件、円)

会計年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
(貸付件数)	(809)	(777)	(690)
貸付額	293,487,060	285,481,520	260,483,070

(2) 最近3年間の償還状況

(単位：円)

会計年度	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
調定額 (A)	(18,665) 248,451,751	(12,462) 204,800,616	(20,402) 259,840,381	(15,908) 242,806,700	(21,866) 267,415,548	(18,789) 270,102,578
収入済額 (B)	(13,838) 194,039,444	(1,381) 16,406,223	(15,237) 202,616,527	(2,284) 29,927,976	(16,167) 210,387,864	(3,138) 33,081,672
収入率 (B/A×100)	78.1%	8.0%	78.0%	12.3%	78.7%	12.2%
不納欠損額 (C)	0	0	0	0	0	0
未収金 (A-B-C) (D)	(4,827) 54,412,307	(11,081) 188,394,393	(5,165) 57,223,854	(13,624) 212,878,724	(5,699) 57,027,684	(15,651) 237,020,906
未収率 (D/A×100)	21.9%	92.0%	22.0%	87.7%	21.3%	87.8%

注 () は、件数

(3) 最近3年間の貸付残高

(単位：円)

会計年度末	平成14年度	平成15年度	平成16年度
未収金 (A)	242,806,700	270,102,578	294,048,590
償還未到来額 (B)	1,349,900,875	1,348,918,561	1,612,488,052
貸付残高 (A+B) (C)	1,592,707,575	1,619,021,139	1,906,536,642
貸付残高に対する 未収金の割合 (A/C)	15.2%	16.7%	15.4%

(4) 未収金の償還指導の状況

機関名	平成16年度末滞納者数	監査実施数 A (Bを含む)	Aの滞納理由	Aの主に償還を求める者	平成16年度内に全く償還がない者 B
母子保健 福祉課	144人	20人	生活困窮 12人 事業不振 3人 破産 1人 死亡 1人 行方不明 1人 その他 2人	借受人 18人 連帯借受人 1人 連帯保証人 1人	11人
中部福祉 事務所	356人	40人	生活困窮 19人 事業不振 1人 破産 7人 死亡 3人 行方不明 4人 その他 6人	借受人 36人 連帯借受人 4人	12人
北部福祉 事務所	129人	24人	生活困窮 18人 事業不振 1人 破産 3人 その他 2人	借受人 20人 連帯借受人 3人 連帯保証人 1人	8人 うち1人については訪問催告等未実施
西部福祉 事務所	234人	32人	生活困窮 27人 事業不振 1人 破産 2人 行方不明 2人	借受人 25人 連帯借受人 5人 連帯保証人 2人	18人 うち3人については訪問催告等未実施
計	863人	116人	生活困窮 76人 事業不振 6人 破産 13人 死亡 4人 行方不明 7人 その他 10人	借受人 99人 連帯借受人 13人 連帯保証人 4人	49人 うち4人については訪問催告等未実施

3 佐賀県看護師等修学資金貸付金

1 制度の概要

看護師等が著しく不足していたため、看護師等の養成施設（以下「養成施設」という。）に在学し、卒業後県内で、看護師等に從事しようとする学生に修学資金を貸し付けることにより、県内における看護師等の充足を図るため、昭和38年度に創設された。

県内における看護師等は、平成16年度末現在、需要数の94.7%（12,887人に対し12,200人）が従事しており、県内での充足が一応図られ、この制度は、「所期の目的を達成した」として、平成17年度末をもって廃止された。なお、経過措置として、養成施設に在学中の継続貸与者（平成17年度末現在60人、平成20年度貸付終了）への貸付けのみ行われている。

2 監査の結果

借受人は、養成施設において償還能力の審査を受け、養成施設の推薦により県に申請する仕組みをとっており、また、養成施設を卒業後、県内の病院等に5年間従事すれば貸付金の償還を免除することとされているため、償還免除の対象者が多く、滞納者は少なく、平成16年度末現在3人（生活困窮2人、破産1人）である。3人の滞納者のうち2人については連帯保証人による分割償還が行われており、1人については本人の分割償還が行われていた。

償還指導の取組については、督促状の送付、納付誓約書の提出、電話による借受人又は連帯保証人への償還指導等、個々の借受人の償還状況に応じ、きめ細かな対応が取られていたが、滞納者ごとの管理がなされていなかった。

3 指摘事項

滞納者ごとの管理（貸付台帳、貸付申請書、償還状況記録、訪問指導記録、納付誓約書等）を確実に行うようにされたい。

◎ まとめ

この貸付金の未収金は、平成16年度末現在、1,206,000円である。

新規貸付は平成17年度末をもって廃止されており、また滞納者も3人と少ないが、償還中、償還猶予中及び継続貸与中の者に係る債権管理を行い、新たな未収金の発生防止に留意する必要がある。

4 最近の貸付け及び償還状況

(1) 最近3年間の貸付け及び償還免除の状況

(単位：件、円)

会計年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
(貸付件数)	(144)	(122)	(119)
貸付額	50,256,000	45,864,000	39,960,000
(免除件数)	(166)	(168)	(191)
免除額	54,983,333	60,473,428	63,989,000

注 免除件数、免除額は、過年度貸付分である。

(2) 最近3年間の償還状況

(単位：円)

会計年度	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
調定額 (A)	(239) 15,744,667	(12) 546,000	(202) 10,379,572	(32) 2,378,000	(286) 11,598,000	(28) 2,552,000
収入済額 (B)	(208) 13,798,667	(11) 114,000	(192) 9,557,572	(14) 648,000	(286) 11,598,000	(16) 1,346,000
収入率 (B/A×100)	87.6%	20.9%	92.1%	27.3%	100.0%	52.7%
不納欠損額 (C)	0	0	0	0	0	0
未収金 (A-B-C)	(31) 1,946,000	(1) 432,000	(10) 822,000	(18) 1,730,000	(0) 0	(12) 1,206,000
未収率 (D/A×100)	12.4%	79.1%	7.9%	72.7%	0	47.6%

注 () は、件数

(3) 最近3年間の貸付残高

(単位：円)

会計年度末	平成14年度	平成15年度	平成16年度
未収金 (A)	2,378,000	2,552,000	1,206,000
償還未到来額 (B)	332,964,000	307,975,000	272,348,000
貸付残高 (A+B) (C)	335,342,000	310,527,000	273,554,000
貸付残高に対する 未収金の割合 (A/C)	0.7%	0.8%	0.4%

(4) 未収金の償還指導について

平成16年度末 滞納者数	監査実施数 A (Bを含む。)	Aの滞納理由	Aの主に償還を 求める者	平成16年度に全 く償還がない者 B
3人	3人	生活困窮 2人 破産 1人	借受人 1人 連帯保証人 2人	0人

4 佐賀県育英資金貸付金

1 制度の概要

向学心に富み、有能な資質を有する学生又は生徒であつて、経済的理由により修学が困難な者に対し育英資金を貸与して、将来有為の人材を育成することとし、昭和36年度に創設された。

平成3年度には、人材確保の観点から、自宅を離れ県外大学に通学し、卒業後、速やかに県内での居住、修業を希望する者への貸付制度を設けるとともに、卒業後5年間県内に居住、修業した場合の償還免除制度が設けられた。

平成6年度に連帯保証人に加え保証人を制度化、平成14年度に延滞利子を制度化、平成17年度に連帯保証人及び保証人の資格要件（所得、年齢）を設けるとともに、月賦償還、口座振替、コンビニエンスストア収納を導入し、債権保全の確保に向け制度化が図られた。

平成17年度から日本育英会の解散に伴い、高校奨学金貸与事業が県に移管され、高校生向けの貸付規模が大幅に拡大された。

2 監査の結果

この貸付金の利用者は年々増加し、それに伴い、未収金の件数、金額も増加している。

未収金の徴収体制については、担当者3人（うち1人は嘱託職員）に任せられているが、電話、訪問等により把握した借受人の生活状況や納入指導の内容等について、上司に文書で報告していなかった。

また、督促状・催告状の送付、電話・訪問催告の実施、臨時滞納強化月間を設けて所管課職員全員による戸別訪問を行うなど、徴収努力がなされていたが、債権管理が個人ごとに整理されておらず、今後の処理方針も立てられていなかった。

なお、平成16年度内に全く償還がない12人のうち、電話又は訪問によるいずれの催告もされていないもの（2人）があった。

3 指摘事項

- (1) 未収金の発生防止には、学生の償還意識を高めることが何よりも重要であり、この制度の趣旨を踏まえ、教育的見地からの指導を徹底されたい。
- (2) 上司は、部下が訪問催告等により把握した借受人の生活状況等や償還指導等について確認するなどして、未収金の徴収には組織的な取組をされたい。
- (3) 連帯保証人及び保証人の保証意思の確認は、より確実なものとするため、訪問、電話等により行われたい。
- (4) 連帯保証人に対する請求は、借受人が滞納した場合、できるだけ早い時期に行われたい。
- (5) 滞納が発生すれば、長期に及ぶ恐れがあることから、滞納者ごとの管理（貸付台帳、貸付申請書、償還状況記録、訪問指導記録、納付誓約書等）を確実にを行うようにされたい。
- (6) 担当職員の債権管理事務の負担軽減や業務の効率化を図るため、未収金回収業務の難易度による分類基準を定め、その基準に基づいた債権管理を行うことを検討されたい。その中で、どうしても回収困難なものについては、不納欠損処分することについても、併せて検討されたい。

◎ まとめ

この貸付金は、人材育成を目的としているが、借受人の償還意識が年々希薄になってきており、未収金は、平成16年度末現在、33,992,760円である。

償還金は次の奨学金の財源となることから、未収金の発生防止のため学生の償還意識を高めるとともに、未収金の回収難易度による基準を定めて、悪質な滞納者に対しては強く指導を行い、一方、回収の見込みのないものについては、不納欠損処分についても検討する必要がある。

4 最近の貸付け及び償還状況

(1) 最近3年間の貸付け及び償還免除の状況

(単位：件、円)

会計年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
(貸付件数)	(976)	(1,046)	(1,099)
貸付額	549,921,000	585,012,000	613,612,000
(免除件数)	(8)	(15)	(16)
免除額	8,965,600	10,718,400	12,616,000

注 免除件数、免除額は、過年度分である。

(2) 最近3年間の償還状況

(単位：円)

会計年度	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
調定額	(3,073)	(724)	(3,232)	(728)	(3,540)	(861)
(A)	187,427,520	24,111,260	219,931,320	24,529,510	248,152,020	29,396,210
収入済額	(2,916)	(131)	(3,007)	(92)	(3,304)	(137)
(B)	181,615,420	5,039,450	211,410,520	3,654,100	238,209,120	5,246,350
収入率 (B/A×100)	96.9%	20.9%	96.1%	14.9%	96.0%	17.9%
不納欠損額		(22)				
(C)	0	354,400	0	0	0	0
未収金	(157)	(571)	(225)	(636)	(236)	(724)
(A-B-C)(D)	5,812,100	18,717,410	8,520,800	20,875,410	9,942,900	24,049,860
未収率 (D/A×100)	3.1%	79.1%	3.9%	85.1%	4.0%	82.1%

注 () は、件数

(3) 最近3年間の貸付残高

(単位：円)

会計年度末	平成14年度	平成15年度	平成16年度
未収金 (A)	24,529,510	29,396,210	33,992,760
償還未到来額 (B)	3,240,725,740	3,595,148,020	3,947,932,000
貸付残高 (A+B) (C)	3,265,255,250	3,624,544,230	3,981,924,760
貸付残高に対する 未収金の割合 (A/C)	0.8%	0.8%	0.9%

(4) 未収金の償還指導の状況

平成16年度末 滞納者数	監査実施数 A (Bを含む。)	Aの滞納理由	Aの主に償還を 求める者	平成16年度に全く 償還がない者 B
176人	16人	生活困窮 10人 破産 1人 死亡 1人 行方不明 4人	借受人16人	12人 うち2人については訪問催告等 未実施

5 佐賀県高齢者住宅整備資金貸付金

1 制度の概要

国において、昭和47年に老人福祉を増進するための住居対策として、「老人居宅整備資金貸付制度」が創設されることとなり、これに先駆け、県においても、60才以上の高齢者と同居する世帯に対し、高齢者の居住環境を改善するため、高齢者の専用居室等を増改築又は改造するために必要な経費の貸付けを行うことにより、高齢者と家族の間の好ましい家族関係の維持に寄与することとし、昭和46年度に創設された。

なお、この貸付制度は、平成3年度から住民に身近な市町村で実施されることとなったため、県の貸付制度は、平成2年度末をもって廃止された。

2 監査の結果

制度廃止後、長期間（約15年）経過しているが、未収金の徴収事務が継続している。

未収金の徴収体制については、副課長以下6人に任せられていたが、平成16年度に訪問催告を行った結果について、課長に文書で報告していなかった。

また、催告状の送付、電話・訪問催告や特別班による戸別訪問など徴収努力がなされていたが、滞納者調書に、滞納者や連帯保証人の生活状況が明瞭に記載されていないものが見受けられた。

なお、平成16年度内に全く償還がない11人のうち、電話催告のみの者（1人）、電話又は訪問によるいずれの催告もされていないもの（1人）があった。

3 指摘事項

- (1) 担当職員の債権管理事務の負担軽減や業務の効率化を図るため、未収金の回収に関するマニュアルを整備されたい。
- (2) 滞納者調書には、滞納者や連帯保証人の生活状況が分かるように記載されたい。
- (3) 上司は、部下が訪問催告等により把握した債務者の生活状況等や償還指導等について確認するなどして、未収金の徴収については、組織的な取組をされたい。
- (4) 延滞利息（年利10%）については、規定があるのに請求されていなかった。免除の必要性があるなら規定の整備を行い、適正に運用されたい。
- (5) 連帯保証人への請求については、借受人の意向を受け、請求していない場合もあったが、借受人が償還しないなどの事案については、連帯保証人への強い償還指導を検討されたい。
- (6) 貸付事業が平成2年度末に廃止されてから長期間（約15年）経過しており、公平性も重要であるが、費用対効果を考えると、事案によっては不納欠損処分も検討されたい。

◎ まとめ

この貸付金の未収金は、平成16年度末現在、19,901,524円である。

この制度は平成2年度末をもって廃止されており、新たな貸付け及び約定償還はないが、既に貸し付けた債権の未収金回収に向け積極的に取り組むとともに、費用対効果を勘案し、事案によっては、不納欠損処分も検討する必要がある。

4 最近の貸付け及び償還状況

(1) 最近3年間の貸付状況

この貸付金は、平成2年度末で廃止されている。

(2) 最近3年間の償還状況

(単位：円)

会計年度	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
調定額 (A)	0	(623) 24,107,204	0	(587) 22,967,459	0	(547) 21,183,985
収入済額 (B)	0	(36) 1,139,745	0	(40) 1,783,474	0	(39) 1,282,461
収入率 (B/A×100)	0	4.7%	0	7.8%	0	6.1%
不納欠損額 (C)	0	0	0	0	0	0
未収金 (A-B-C) (D)	0	(587) 22,967,459	0	(547) 21,183,985	0	(508) 19,901,524
未収率 (D/A×100)	0	95.3%	0	92.2%	0	93.9%

注 () は、件数

(3) 最近3年間の貸付残高

(単位：円)

会計年度末	平成14年度	平成15年度	平成16年度
未収金 (A)	22,967,459	21,183,985	19,901,524
償還未到来額 (B)	0	0	0
貸付残高 (A+B) (C)	22,967,459	21,183,985	19,901,524
貸付残高に対する 未収金の割合 (A/C)	100.0%	100.0%	100.0%

(4) 未収金の償還指導の状況

平成16年度末 滞納者数	監査実施数 A (Bを含む。)	Aの滞納理由	Aの主に償還を求 める者	平成16年度に全 く償還がない者 B
39人	39人	生活困窮 20人 事業不振 4人 破産 3人 死亡 7人 行方不明 5人	借受人 28人 連帯保証人11人	11人 うち2人につい ては訪問催告等 未実施

6 佐賀県中小企業高度化資金貸付金

1 制度の概要

中小企業者が組合等を設立し、共同して経営基盤の強化を図るために工場団地・卸団地・ショッピングセンターなどを建設する事業や第三セクター又は商工会等が地域の中小企業者を支援する事業に対して貸付けを行い、中小企業構造の高度化を図るものであり、中小企業振興資金助成法に基づき、県が国からの補助金を受け、貸し付ける制度として昭和31年度に創設された。

昭和38年、中小企業近代化資金助成法に改正され、中小企業の事業共同化や工場、店舗の集団化等の高度化を図る高度化資金と、個別中小企業の設備近代化を図る設備近代化資金に分離されるとともに、高度化資金には、工場等集団化事業のほか、企業合同化事業、小売商業店舗共同化事業、卸売業店舗集団化事業等が追加された。

昭和42年、中小企業振興事業団（以後、昭和55年中小企業事業団、平成11年中小企業総合事業団に引き継がれる。）の設立により、県は同事業団から融資を受け貸し付ける制度となるとともに、工場共同化事業、共同公害防止事業、計算事務共同化事業等が追加された。

昭和49年、中小小売商業振興法の施行に伴い、商店街近代化事業、小売商業店舗共同化事業等の無利子制度が創設された。

その後も国の施策展開（特定不況地域中小企業対策臨時措置法、産地中小企業対策臨時措置法等）に合わせて、制度の拡充や要件緩和がなされ、近年では新分野進出やベンチャー企業育成、経営革新に取り組む企業等への支援もなされている。

平成16年7月には、特殊法人の整理合理化の流れの中で、中小企業総合事業団ほか2機関の業務統合により、独立行政法人中小企業基盤整備機構が発足し、高度化事業は同機構に引き継がれた。

これまで、この制度を利用して延べ579件、343億62百万円の貸付けを行い、県内各地における工場団地や卸団地の建設、商店街の近代化や共同店舗の建設がなされている。

2 監査の結果

貸付けを受けた後の景気低迷など経営環境の変化の影響を受け事業不振等に陥ったものがあり、平成16年度末現在、未収金は、9企業、653,147千円である。その内訳は、事業不振によるものが6企業、216,975千円、破産又は解散によるものが3企業、436,172千円という状況であった。

その中には、貸付実行から短期間のうちに事業不振に至った案件もあった。

ここ数年、貸付けの実績がないが、これは、景気低迷による設備投資の減退、市中銀行の貸出利率も低利のためこの制度の低金利貸付けというメリットが薄れていることなどによると考えられる。

なお、平成16年度内に全く償還がない2人に対して、電話又は訪問のいずれの催告も行われていなかった

3 指摘事項

- (1) 貸付けに当たっては、中小企業総合事業団と県が協力し、専門的な立場から適切なアドバイスや企業診断を行っていたが、貸付実行から短期間で事業不振、破産に至った案件が散見され、貸付時の審査が十分なものであったか疑問が残る。
今後の貸付けに当たっては、これまでの事業不振等の原因分析を踏まえ、専門的視点から、より慎重な審査を行い、安易な貸付けとならないよう留意されたい。
- (2) 新たな未収金の発生防止のため、定期的に情報収集を行い、必要に応じ、経営診断、経営指導を行うことを検討されたい。
- (3) 借受人に滞納が生じた場合において、明らかに完済の見込みがないときや償還が相当長期間になると見込まれるときには、早期回収を図るため、連帯保証人への積極的な請求を行い、更には担保権の実行についても検討されたい。
- (4) 回収手段がないものについては、費用対効果を考え、不納欠損処分を検討されたい。
- (5) 担当職員の債権管理事務の負担軽減や業務の効率化を図るため、未収金の発生防止や回収等に関するマニュアルを整備されたい。
- (6) 現行の佐賀県中小企業高度化資金貸付規則は、同規則が根拠法としている中小企業総合事業団法が平成16年に廃止され、新たに独立行政法人中小企業基盤整備機構法が施行されたこと等に伴い、貸付事業や貸付利率が変わっているにもかかわらず、改正されていない。
この間、借入の申請がなかったとはいえ、本来、根拠法等の改正の都度、改正すべきである。速やかに規定の整備を行われたい。

◎ まとめ

この貸付金の未収金は、平成16年度末現在、653,147,705円であり、今回監査した貸付金の中で最も多かった。回収手を強化するとともに、回収手段のないものについては、不納欠損処分についても検討する必要がある。

また、景気低迷による中小企業者の設備投資の減退、市中金融機関との金利差がなくなったこと、共同化して事業を行う事業形態が少なくなってきたこと等により、平成12年度以降、新規の貸付実績がない状況も踏まえ、この制度の必要性について産業施策の観点から検討を加える必要がある。

4 最近の貸付け及び償還状況

- (1) 最近3年間の貸付状況
貸付実績はなかった。

(2) 最近3年間の償還状況

(単位：円)

会計年度	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
調定額 (A)	(110) 756,576,569	(27) 582,699,029	(114) 651,473,185	(29) 603,533,029	(117) 631,638,869	(35) 629,070,029
収入済額 (B)	(107) 732,213,569	(1) 3,529,000	(108) 619,831,879	(0) 6,104,306	(111) 598,867,887	(1) 8,693,306
収入率 (B/A×100)	96.8%	0.6%	95.1%	1.0%	94.8%	1.4%
不納欠損額 (C)	0	0	0	0	0	0
未収金 (A-B-c) (D)	(3) 24,363,000	(26) 579,170,029	(6) 31,641,306	(29) 597,428,723	(6) 32,770,982	(34) 620,376,723
未収率 (D/A×100)	3.2%	99.4%	4.9%	99.0%	5.2%	98.6%

注 () は、件数

(3) 最近3年間の貸付残高

(単位：円)

会計年度末	平成14年度	平成15年度	平成16年度
未収金 (A)	603,533,029	629,070,029	653,147,705
償還未到来額 (B)	8,274,226,000	7,678,508,000	7,136,682,000
貸付残高 (A+B) (C)	8,877,759,029	8,307,578,029	7,789,829,705
貸付残高に対する 未収金の割合 (A/C)	6.8%	7.6%	8.4%

(4) 未収金の償還指導の状況

平成16年度末 滞納者数	監査実施数 A (Bを含む。)	Aの滞納理由	Aの主に償還を 求める者	平成16年度に 全く償還がない 者 B
9人	9人	事業不振 6人 破産 1人 解散 2人	借受人 4人 連帯保証人5人	2人 2人について訪 問催告等未実施

7 佐賀県中小企業設備近代化資金貸付金

1 制度の概要

中小企業の保有する老朽化した機械設備の近代化を総合的かつ積極的に実施する施策として、比較的小規模な企業に対し設備の近代化に必要な資金を貸し付け、近代化の促進に寄与することとし、中小企業振興資金助成法に基づき、県が国からの補助金を受け、貸し付ける制度として昭和31年度に創設された。

昭和38年、中小企業近代化資金助成法に改正され、中小企業の事業共同化や工場、店舗の集団化等の高度化を図る高度化資金と当資金に分離された。

昭和42年、中小企業振興事業団の設立により、高度化資金は同事業団に引き継がれた。

昭和60年、ハイテク機器の割賦販売制度が盛り込まれた。

平成12年度からは、小規模企業者等設備導入資金助成法に改正され、県の出資した公益法人の貸与機関（佐賀県地域産業支援センター）による貸付制度となったため、県の制度は、平成11年度末をもって廃止された。

2 監査の結果

平成11年度まで、事業計画に基づき審査を行い貸し付けていたが、貸付けを受けた後の景気低迷など経営環境の変化の影響を受け、事業不振等に陥ったものがあり、平成16年度末現在、未収金は、29企業、138,147千円である。その内訳は、事業不振によるものが9企業、82,164千円、破産又は解散によるものが20企業、55,983千円という状況であった。

その中には、貸付実行から短期間のうちに事業不振に至った案件もあった。

償還指導は、商工課で行われているが、平成16年度内に全く償還がない15人のうち、6人については、電話又は訪問によるいずれの催告も行われていなかった。

3 指摘事項

- (1) 新たな未収金の発生防止のため、定期的に情報収集を行い、必要に応じ、経営診断、経営指導を行うことを検討されたい。
- (2) 借受人に滞納が生じた場合において、明らかに完済の見込みがないときや償還が相当長期間になると見込まれるときには、早期回収を図るため、連帯保証人への積極的な請求を行い、更には担保権の実行についても検討されたい。
- (3) 回収手段がない案件については、費用対効果を考え、不納欠損処分を検討されたい。
- (4) 担当職員の債権管理事務の負担軽減や業務の効率化を図るため、未収金の発生防止や回収等に関するマニュアルを整備されたい。

◎ まとめ

この貸付金の未収金は、平成16年度末現在、138,147,265円である。

この貸付金は、平成11年度末をもって廃止されている。この制度は他からの資金調達が困難な中小企業者に対して優先的に貸し付けるという小規模企業施策としての性格を有していることから、多くの未収金が発生している。今後の貸付けはないが、既に貸し付けた債権に関

し、新たな未収金の発生防止及び未収金の回収に積極的に取り組むとともに、回収手段のないものについては、不納欠損処分についても検討する必要がある。

4 最近の貸付け及び償還状況

(1) 最近3年間の貸付状況

この貸付金は、平成11年度末で廃止されている。

(2) 最近3年間の償還状況

(単位：円)

会計年度	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
調定額 (A)	(72) 138,458,000	(61) 117,236,765	(42) 79,575,000	(68) 137,498,265	(30) 62,972,000	(67) 135,756,265
収入済額 (B)	(65) 116,771,000	(0) 1,425,500	(41) 78,075,000	(2) 3,242,000	(28) 59,807,000	(0) 774,000
収入率 (B/A×100)	84.3%	1.2%	98.1%	2.4%	95.0%	0.6%
不納欠損額 (C)	0	0	0	0	0	0
未収金 (A-B-C) (D)	(7) 21,687,000	(61) 115,811,265	(1) 1,500,000	(66) 134,256,265	(2) 3,165,000	(67) 134,982,265
未収率 (D/A×100)	15.7%	98.8%	1.9%	97.6%	5.0%	99.4%

注 () は、件数

(3) 最近3年間の貸付残高

(単位：円)

会計年度末	平成14年度	平成15年度	平成16年度
未収金 (A)	137,498,265	135,756,265	138,147,265
償還未到来額 (B)	189,272,665	109,697,665	46,725,665
貸付残高 (A+B)(C)	326,770,930	245,453,930	184,872,930
貸付残高に対する 未収金の割合 (A/C)	42.1%	55.3%	74.8%

(4) 未収金の償還指導の状況

平成16年度末 滞納者数	監査実施数 A (Bを含む。)	Aの滞納理由	Aの主に償還を求 める者	平成16年度に全 く償還がない者 B
29人	29人	事業不振 9人 破産 4人 解散 16人	借受人 12人 連帯保証人17人	15人 うち6人につい ては、訪問催告等 未実施

8 佐賀県農業改良資金貸付金

1 制度の概要

農業者が農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営又は農畜産物の新たな加工・販売等に必要な資金を貸し付けることにより、農業経営の安定と農業生産力の増強に資するものであり、農業改良普及組織等による綿密な指導と連携して、先駆的、モデル的な農業経営を図るための「新技術導入資金」として昭和31年度に創設された。

その後、昭和39年、農家生活を改善するための「農家生活改善資金」及び農業後継者を育成するための「農業後継者育成資金」、昭和60年、農用地の利用権を取得するための「経営規模拡大資金」、平成4年、農業後継者育成資金を拡充した「青年農業者等育成確保資金」、平成6年、中山間地域等の生産条件が不利な地域で農業経営の改善を図るために新たな農業部門の経営を開始する「特定地域新部門導入資金」等が創設された。

平成14年度からは、従来の県による直接貸付けに加え、農協等の融資機関から農業者に貸し付ける転貸制度を導入し、現在では転貸制度の利用がほとんどとなっている。

2 監査の結果

これまで209人に対して貸し付けているが、そのうち収入未済は、平成6年度から12年度までに直接貸し付けた11人について、平成13年度以降に発生しており、これは、輸入農産物の増加による農産物価格の低迷、平成13年に発生したBSEの影響等に加え、金融機関の借受人への借換資金の融資が困難になったためと推察される。

未収金の徴収体制については、償還金の収納、債権の保全、取立等の事務を佐賀県信用農業協同組合連合会（以下「信連」という。）に委託されているが、滞納者への訪問指導は、信連の担当者に県職員も同行し、必要に応じ複数の人員で対応されていた。

償還指導に当たっては、一括返済が困難な借受人については、まずは農業経営を継続しつつ分割返済を指導していた。また、既に農業生産を行っていない案件、再開の可能性に乏しい案件等については、借受人の財産の整理や資金の借換により借受人からの償還を指導することとされていた。

滞納した事案にはすべて連帯保証人が立てられているが、連帯保証人への積極的な請求はなされていない。

3 指摘事項

- (1) 償還金の収納、債権の保全、取立等の事務が信連に委託されているが、責任をもって委託業務を遂行するよう指導されたい。
- (2) 連帯保証人に対する請求は、借受人が滞納した場合、できるだけ早い時期に行われたい。

◎ まとめ

この貸付金は、農業生産性の向上を目的としているが、経営悪化により未収となったものがあり、未収金は、平成16年度末現在、20,084,533円である。

償還指導に当たっては、貸付制度の趣旨に鑑み、まずは農業経営の安定のための手立てを行い、安易に農業経営基盤を奪うことのないよう、留意すべきである。

一方、農業後継者がいない者、農業意欲のない者等については、強い償還指導を行い、早期回収を図る必要がある。

借受人の償還が困難な場合には、早い時期から積極的に連帯保証人へ請求を行いながら、回収に努める必要がある。

4 最近の貸付け及び償還状況

(1) 最近3年間の貸付状況

(単位：件、円)

会計年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
(貸付件数)	(11)	(6)	(4)
貸付額	66,227,000	30,789,000	9,400,000

(2) 最近3年間の償還状況

(単位：円)

会計年度	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
調定額 (A)	(441) 388,365,000	(1) 1,158,000	(331) 281,914,000	(4) 5,885,242	(243) 204,983,000	(10) 13,382,796
収入済額 (B)	(438) 383,498,000	(0) 139,758	(322) 269,956,204	(3) 4,460,242	(234) 194,076,148	(2) 4,205,115
収入率 (B/A×100)	98.8%	12.1%	95.8%	75.8%	94.7%	31.4%
不納欠損額 (C)	0	0	0	0	0	0
未収金 (A-B-C) (D)	(3) 4,867,000	(1) 1,018,242	(9) 11,957,796	(1) 1,425,000	(9) 10,906,852	(8) 9,177,681
未収率 (D/A×100)	1.2%	87.9%	4.2%	24.2%	5.3%	68.6%

注 () は、件数

(3) 最近3年間の貸付残高

(単位：円)

会計年度末	平成14年度	平成15年度	平成16年度
未収金 (A)	5,885,242	13,382,796	20,084,533
償還未到来額 (B)	1,103,700,000	852,575,000	656,992,000
貸付残高 (A+B) (C)	1,109,585,242	865,957,796	677,076,533
貸付残高に対する 未収金の割合 (A/C)	0.5%	1.5%	3.0%

(4) 未収金の償還指導の状況

平成16年度末 滞納者数	監査実施数 A (Bを含む。)	Aの滞納理由	Aの主に償還を求 める者	平成16年度に全 く償還がない者 B
11人	11人	事業不振 10人 廃業 1人	借受人 11人	6人

9 佐賀県林業・木材産業改善資金貸付金

1 制度の目的

林業従事者の減少、高齢化の進行による林業担い手のぜい弱化等に対応するため、林業経営の改善、林業労働に係る労働災害の防止、林業労働従事者の確保等を図り、近代的な林業経営の基礎の形成を積極的に助長するための奨励措置として「林業改善資金」制度が昭和51年度に創設された。

平成16年2月には、川上から川下に通じる林業・木材産業の一体的な構造改革を図るため、「林業・木材産業改善資金」へと制度が改正され、貸付対象が木材産業まで拡充された。

2 監査の結果

これまで48人に貸し付けているが、そのうち収入未済は、平成5年度から12年度までに貸し付けた4人について、平成10年度以降に発生しており、これは、木材需要量の大半を占める新規住宅の着工戸数の大幅な落ち込みや、輸入材の増大などによる国産材の需要の減少、長期にわたる木材価格の下落等から、林業経営が急激に悪化したことによると推察される。

未収金の徴収体制については、償還金の収納、債権の保全、取立等の事務を佐賀県森林組合連合会（以下「森連」という。）に委託されているが、滞納者への訪問指導は、森連の担当者に県職員も同行し、必要に応じ複数の人員で対応されていた。

未収金の償還指導については、借受人に対する技術・経営指導による分割償還を基本としつつ、償還の見込みの厳しいものについては、連帯保証人への請求がなされていた。

新たな未収金の発生防止のため、大口貸付先に対し営業活動強化の指導を行うなど経営の改善を促すとともに、一括返済が困難な借受人に対しては分割償還など経営状況に応じた償還の指導が行われていた。

3 指摘事項

- (1) 償還金の収納、債権の保全、取立等の事務が森連に委託されているが、責任をもって委託業務を遂行するよう指導されたい。
- (2) 連帯保証人に対する請求は、借受人が滞納した場合、できるだけ早い時期に行われたい。

◎ まとめ

この貸付金は、林業と木材産業の振興を目的としているが、経営悪化により未収となったものがあり、未収金は、平成16年度末現在、19,686,000円である。

借受人が滞納した場合には、できるだけ早い時期から連帯保証人への請求を行いながら、回収に努める必要がある。

4 最近の貸付け及び償還状況

(1) 最近3年間の貸付状況

(単位：件、円)

会計年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
(貸付件数)	(12)	(7)	(6)
貸付額	6,326,000	6,037,000	28,161,000

(2) 最近3年間の償還状況

(単位：円)

会計年度	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
調定額 (A)	(67) 24,123,000	(8) 13,700,000	(64) 19,076,000	(9) 15,685,000	(59) 17,680,000	(11) 18,239,000
収入済額 (B)	(65) 19,523,000	(1) 2,615,000	(61) 15,217,000	(1) 1,305,000	(57) 13,682,000	(3) 2,551,000
収入率 (B/A×100)	80.9%	19.1%	79.8%	8.3%	77.4%	14.0%
不納欠損額 (C)	0	0	0	0	0	0
未収金 (A-B-C) (D)	(2) 4,600,000	(7) 11,085,000	(3) 3,859,000	(8) 14,380,000	(2) 3,998,000	(8) 15,688,000
未収率 (D/A×100)	19.1%	80.9%	20.2%	91.7%	22.6%	86.0%

注 () は、件数

(3) 最近3年間の貸付残高

(単位：円)

会計年度末	平成14年度	平成15年度	平成16年度
未収金 (A)	15,685,000	18,239,000	19,686,000
償還未到来額 (B)	53,004,000	39,965,000	50,446,000
貸付残高 (A+B) (C)	68,689,000	58,204,000	70,132,000
貸付残高に対する 未収金の割合 (A/C)	22.8%	31.3%	28.1%

(4) 未収金の償還指導の状況

平成16年度末 滞納者数	監査実施数 A (Bを含む。)	Aの滞納理由	Aの主に償還を 求める者	平成16年度に全 く償還がない者 B
4人	4人	事業不振 3人 休眠 1人	借受人 2人 相続人 1人 連帯保証人 1人	1人

10 同和地区食肉共同保管流通施設運営資金貸付金

1 制度の目的

昭和56年度に県食肉センターが多久市に建設されたことに伴い、佐賀市で長年操業してきた佐賀と畜場が閉鎖されることになった。通勤等が困難な地区住民の就業の場の確保を図るため、昭和60年度に佐賀同和食肉事業協同組合が設立され、県の同和対策事業として食肉共同保管流通施設整備等を実施することになった。

この貸付金は、上記事業を推進するため、昭和60年度に、佐賀同和食肉事業協同組合に対し、食肉共同保管流通施設の運営に必要な資金として貸し付けたものである。

2 監査の結果

昭和60年度以降、食肉の共同保管流通事業の用に供するため、佐賀同和食肉事業協同組合に対し、県所有の土地・建物の貸付け、施設整備費補助や運営資金の貸付けなどが行われていたが、組合の事業不振による賃借料の未払い、貸付金の未返済、担保提供の制限のある建物に対する抵当権設定などから、平成9年3月で土地・建物の貸付打ち切り等がされている。

しかしながら、これらの債権の回収、抵当権の抹消等が未だ実行されず現在に至っている。

また、同時に契約終了した県有財産賃貸借契約に基づく県有財産である土地・建物の明渡し及び当該土地上の組合所有建物の収去による現状回復も果たされていない。

なお、同組合は実質廃業状態にあり、運営資金貸付金に係る未収金の回収については、同組合の理事長から定期的に債務確認書を徴取するとともに、8人の連帯保証人のうち2人と協議がなされていたが、平成8年度までに一部が償還されたものの、平成9年度以降、全く償還されていない。

3 指摘事項

すべての連帯保証人と協議するとともに、協議の進展次第によっては、法的措置も視野に入れ、早期に未収金の回収に努められたい。

◎ まとめ

この貸付金の未収金は、平成16年度末現在、45,394,839円である。

この貸付金は、昭和60年度に設立された佐賀同和食肉事業協同組合の施設運営資金として貸し付けたものであるが、平成8年度までに一部が償還されたものの、平成9年度以降、全く償還されていない。

すべての連帯保証人と協議するとともに、法的措置も視野に入れ、早期に未収金の回収に努める必要がある。

4 最近の貸付け及び償還状況

(1) 最近3年間の貸付状況

この貸付金は、昭和60年度に貸し付けたものである。

(2) 最近3年間の償還状況

(単位：円)

会計年度	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
調定額 (A)	0	(28) 45,394,839	0	(28) 45,394,839	0	(28) 45,394,839
収入済額 (B)	0	0	0	0	0	0
収入率 (B/A×100)	0	0	0	0	0	0
不納欠損額 (C)	0	0	0	0	0	0
未収金 (A-B-C) (D)	0	(28) 45,394,839	0	(28) 45,394,839	0	(28) 45,394,839
未収率 (D/A×100)	0	100.0%	0	100.0%	0	100.0%

注 () は、件数

(3) 最近3年間の貸付残高

(単位：円)

会計年度末	平成14年度	平成15年度	平成16年度
未収金 (A)	45,394,839	45,394,839	45,394,839
償還未到来額 (B)	0	0	0
貸付残高 (A+B) (C)	45,394,839	45,394,839	45,394,839
貸付残高に対する 未収金の割合 (A/C)	100.0%	100.0%	100.0%

(4) 未収金の償還指導の状況

平成16年度末 滞納者数	監査実施数 A (Bを含む。)	Aの滞納理由	Aの主に償還を 求める者	平成16年度に全 く償還がない者 B
1人	1人	事業不振 1人	借受人 1人	1人

貸付金の概要

- 1 佐賀県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付金 ……………38～39
- 2 佐賀県母子寡婦福祉資金貸付金 ……………40～42
- 3 佐賀県看護師等修学資金貸付金 ……………43～44
- 4 佐賀県育英資金貸付金…………… 45～46
- 5 佐賀県高齢者住宅整備資金貸付金…………… 47～48
- 6 佐賀県中小企業高度化資金貸付金…………… 49～50
- 7 佐賀県中小企業設備近代化資金貸付金…………… 51
- 8 佐賀県農業改良資金貸付金…………… 52～53
- 9 佐賀県林業・木材産業改善資金貸付金 ……………54～55
- 10 同和地区食肉共同保管流通施設運営資金貸付金…………… 56

1 佐賀県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付金

1 管理所属
地域福祉課

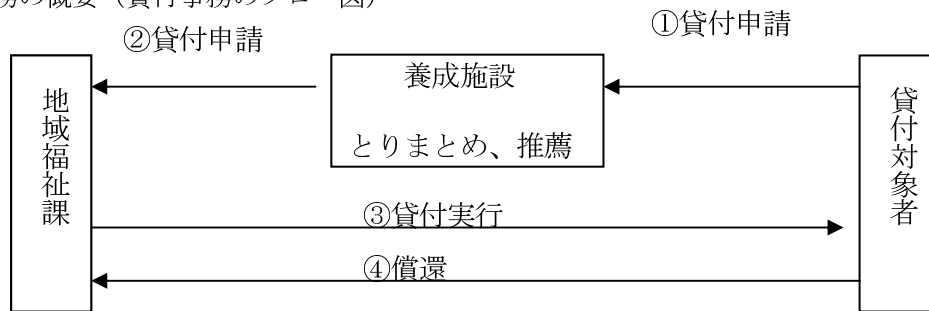
2 根拠法令等
佐賀県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例

3 貸付制度の概要

- (1) 貸付対象者
養成施設に在学する者で、養成施設卒業後（国家試験に合格・資格取得後）、県内の社会福祉施設等において福祉士の業務に従事する意思があるもの
- (2) 貸付限度額
月額36,000円（養成施設の正規の修学期間が限度）
- (3) 貸付利率
無利子
- (4) 延滞利子
年利14.5%
- (5) 貸付申請時期
毎年度5月31日まで
- (6) 担保
 - ・人的担保：連帯保証人2名
 - ・独立の生計を営む成年者
 - ・申請者に親権者又は未成年後見人があるとき、1名は当該親権者又は未成年後見人
 - ・物的担保：なし
- (7) 貸付決定方法
所管課のみで決定
- (8) 貸付金の交付時期
年3回（9月、12月、3月）
- (9) 償還期間及び償還方法
 - ・返還義務発生後、貸与期間（2～4年）に相当する期間で償還
 - ・月賦、半年賦
- (10) 償還猶予
 - ・貸与期間満了後も当該養成施設に在学しているとき。
 - ・養成施設卒業後、さらに他の養成施設に在学しているとき。
 - ・養成施設卒業後、県内の社会福祉施設等において福祉士の業務に従事しているとき。
- (11) 償還免除
 - ・養成施設の卒業後1年以内に県内の社会福祉施設等において福祉士の業務に直接従事し、その従事した期間が引き続き7年（過疎地においては3年）に達したときは、全額が返還免除される。
 - ・また、7年に満たない場合は、業務従事期間に応じて返還が免除される。
 - ・死亡、疾病その他やむを得ない理由により、修学資金を返還することができなくなったとき。

4 貸付事務及び償還事務の概要

(1) 貸付時の事務の概要（貸付事務のフロー図）



(2) 貸付債権の徴収管理及び滞納者への償還指導事務の概要

- ① 地域福祉課は、借受人が養成施設卒業後、借受人へ現況照会を行う。
- ② 現況照会、あるいは本人の申告により返還義務が発生した場合、返還額、返還方法等を借受人に確認のうえ、調定を行う。
- ③ 調定後、直ちに借受人に納付書を送付する。
- ④ 毎月、納入又は未納の確認後、納入期限内に納入がない場合には、督促状を送付する。
- ⑤ 督促後納入がない場合には、借受人に電話又は訪問して催告を行う。
- ⑥ 以後、納入終了まで随時、電話又は訪問等による催告を行う。
- ⑦ 借受人の未納期間が長期にわたったり、わたることが懸念される場合には、返還計画書、誓約書の提出指導を行う。
- ⑧ 悪質な借受人に対しては、連帯保証人への催告を検討する。

2 佐賀県母子寡婦福祉資金貸付金

1 管理所属

母子保健福祉課

2 根拠法令等

母子及び寡婦福祉法

3 貸付制度の概要

(1) 貸付対象者

- ・母子家庭の母及びその扶養する児童
- ・寡婦

(2) 貸付限度額

母子寡婦福祉資金貸付金一覧表（41p）のとおり

(3) 貸付利率

原則、無利子

資金によっては年利3%（母子寡婦福祉資金貸付金一覧表（41p）参照）

(4) 延滞違約金

年利10.75%

(5) 貸付申請時期

随時

(6) 担保

- ・人的担保：原則、次の要件を満たす連帯保証人1名
 - ・親族であること。
 - ・県内に住所を有すること。
 - ・民法第450条第1項の規定を具備していること。
 - ・一定の職業に従事していること。
 - ・保証した貸付金の償還完了時の年齢が70歳以上とならないこと。
 - ・元婚姻関係にあった者でないこと。
- ・物的担保：なし

(7) 貸付決定方法

所管課のみで決定

(8) 貸付金の交付時期

- ・4、8、12月（年3回）
- ・なお、上記交付時期以外に貸付決定を行った場合は、決定日より次回交付時期まで随時交付

(9) 償還期間及び償還方法

- ・償還期間は、母子寡婦福祉資金貸付金一覧表（41p）に掲げるとおり。
- ・償還方法は、月賦、半年賦、年賦償還

(10) 償還猶予

- ・災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、支払いが著しく困難になったとき。
- ・修学資金又は就学支度資金において、当該資金の貸付けにより就学した者が大学、専修学校等に修学しているとき。

(11) 償還免除

なし

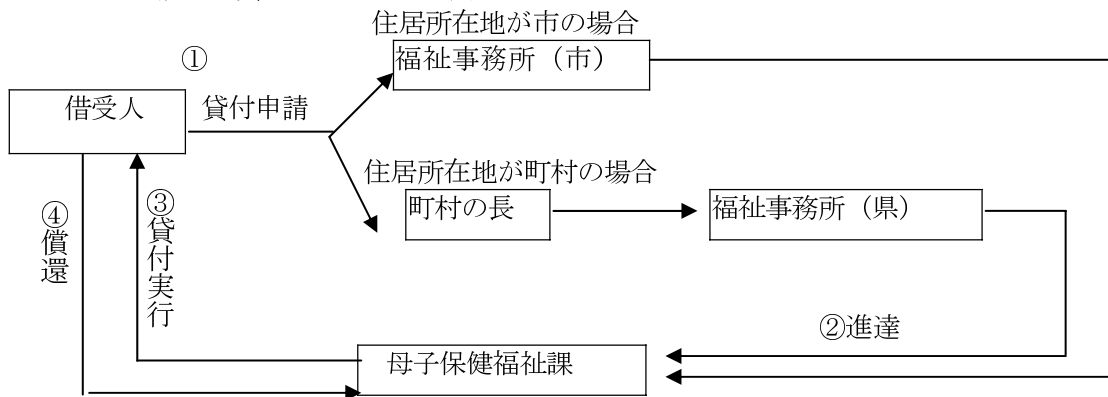
母子寡婦福祉資金貸付金一覧表

平成17年4月1日

資金名	貸付対象	概要		貸付限度額	利子	据置期間	償還期間
事業開始資金	母	事業を開始するために必要な設備、什器、備品等の購入資金		2,830,000円	無利子	1年	7年以内
事業継続資金	母	現在継続中の事業に必要な商品、材料等を購入する資金		1,420,000円	無利子	6ヶ月	7年以内
修学資金	児童	子供が高校・大学等で就学するために必要な資金		18,000円～64,000円	無利子	6ヶ月	20年以内
技能習得資金	母	技能や資格を得るために必要な交通費、授業料、材料等の資金		月額 50,000円 ----- 特別 600,000円 ----- 運転免許 460,000円	無利子	1年	5年以内
修業資金	児童	子供が事業開始又は就職するために知識技能を習得するために必要な資金		月額 50,000円 ----- 運転免許 460,000円	無利子	1年	5年以内
就職支度資金	母 児童	就職に必要な洋服、履物、自動車等を購入する資金		100,000円 ----- 自動車購入 320,000円	無利子	1年	6年以内
医療介護資金	母 児童	医療保険の自己負担分や交通費等及び介護サービスの自己負担分に必要な資金		医療 310,000円 ----- 特別 450,000円 ----- 介護 500,000円	無利子	6ヶ月	5年以内
生活資金	母	技能習得中、医療介護資金を借り受けている期間、母子家庭となって7年未満、又は離職した日の翌日から1年以内の生活費補給資金及び養育費確保のための裁判等費用	知識技能習得中の貸付	月額 141,000円	無利子	6ヶ月	5年以内
			医療、介護中の貸付の場合	月額 103,000円	3%		5年以内
			医療、介護中であって、医療介護資金も借りている場合	月額 103,000円	無利子		5年以内
			失業中の貸付の場合	月額 103,000円	3%		5年以内
			生活安定のための貸付の場合(月2万円、計48万円以下)	月額 103,000円 合計額2,400,000円	無利子		8年以内
			生活安定のための貸付の場合(上記以外)		3%		8年以内
			養育費取得の場合(24万円を限度)	月額 103,000円	無利子		8年以内
養育費取得の場合(上記以外)	3%	8年以内					
住宅資金	母	住宅を建設、購入、補修、保全、改築又は増築するために必要な資金		1,500,000円 ----- 災害のとき 2,000,000円	3%	6ヶ月	6年以内 7年以内
転宅資金	母	住居の移転に際し、住宅の賃借、家財運搬等に必要な資金		260,000円	3%	6ヶ月	3年以内
就学支度資金	児童	小中学校、高校、大学等及び修業施設への入学入所に要する資金		39,500円～590,000円	無利子	6ヶ月	20年以内
結婚資金	母	子供が結婚するに充てる必要な経費及び家具・什器等を購入する資金		300,000円	3%	6ヶ月	5年以内
児童扶養資金	母	児童扶養手当の全部又は一部の支給停止を受け、かつ、前年の所得が一定額未満である家庭の児童を扶養するために必要な資金		平成14年7月分の児童扶養手当の額から、申請の際に現に支給を受けている児童扶養手当の額を控除した額	無利子	6ヶ月	10年以内

4 貸付事務及び償還事務の概要

(1) 貸付時の事務の概要（貸付事務のフロー図）



(2) 貸付債権の徴収管理及び滞納者への償還指導事務の概要

① 債権の徴収管理（母子保健福祉課）

- ・ 調定後、直ちに借受人等に納入通知書を送付する。
- ・ 調定明細書を県福祉事務所に送付する。
- ・ 口座振替（25日）処理を行い、各金融機関に振替データを送付する。
- ・ 償還期限内に償還がない場合には、償還期限後20日以内に借受人等へ督促状を送付する。
- ・ 月初めに、収納者一覧、滞納者一覧及び新規貸付者の借用証書を県福祉事務所に送付する。
- ・ 再口座振替（10日）処理を行い、各金融機関に振替データを送付する。

② 償還指導業務（母子保健福祉課、県福祉事務所）

- ・ 督促状を送付しても償還がない場合には、借受人及び連帯保証人に電話、戸別訪問により償還指導を行う。
- ・ 納期限を6月経過後も償還しない場合には、催告状を借受人に送付するとともに、借受人及び連帯保証人に電話、戸別訪問により償還指導を継続する。

3 佐賀県看護師等修学資金貸付金

1 管理所属

医務課

2 根拠法令等

佐賀県看護師等修学資金貸与条例

3 貸付制度の概要

(1) 貸付対象者

保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士（以下「看護師等」という。）の養成施設に在学する者で、将来県内において看護師等の業務に従事しようとするもの

(2) 貸付限度額

・保健師・助産師	384 千円/年、	理学・作業療法士	300 千円/年
・看護師（自治体養成施設）	384 千円/年、	歯科衛生士	96 千円/年
・看護師（民間養成施設）	432 千円/年、	准看護師	252 千円/年

(3) 貸付利率

無利子

(4) 貸付申請時期

毎年度5月31日まで

(5) 担保

- ・人的担保：連帯保証人2名
 - ・独立の生計を営む成年者
 - ・申請者に親権者又は未成年後見人があるとき、1名は当該親権者又は未成年後見人
- ・物的担保：なし

(6) 貸付決定方法

所管課のみで決定

(7) 貸付金の交付時期

- ・新規 9・12・2月（年3回）
- ・継続 6・9・12・2月（年4回）

(8) 償還期間及び償還方法

- ・償還義務発生後、貸与期間（1～4年）に相当する期間で償還
- ・月賦、年賦償還

(9) 償還猶予

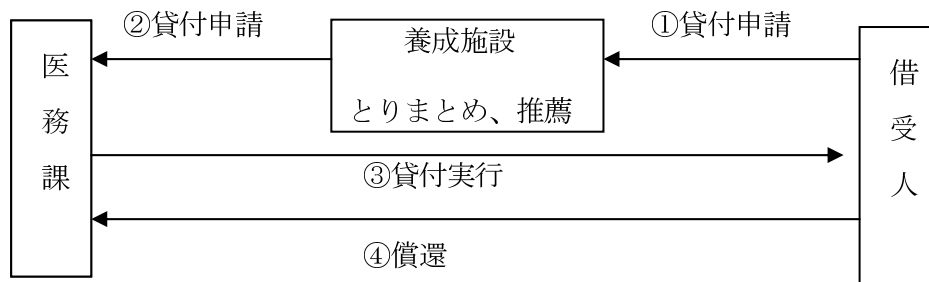
- ・貸与廃止後も当該養成施設に在学しているとき。
- ・養成施設卒業後、さらに他の養成施設に在学しているとき。
- ・養成施設卒業後、県内において看護師等の業務に従事しているとき。

(10) 償還免除

- ・養成施設卒業後1年以内に看護師等の免許を取得し、直ちに県内の病院等において看護師等の業務に従事し、その従事した期間が引続き5年に達したときは、全額が償還免除される。
- ・また、5年に満たない場合は、業務従事期間に応じて償還が免除される。
- ・死亡、疾病その他やむを得ない理由により、修学資金を返還することができなくなったとき。

4 貸付事務及び償還事務の概要

(1) 貸付時の事務の概要（貸付事務のフロー図）



(2) 貸付債権の徴収管理及び滞納者への償還指導事務の概要

- ① 医務課は、養成施設を通して借受人に卒業後の進路照会を行う。
- ② 借受人からの申告により返還義務が発生した場合、返還方法等を借受人と協議のうえ、調定を行う。
- ③ 調定後、直ちに借受人に納入通知書を送付する。
- ④ 毎月、納入又は未納の確認後、納入期限内に納入がない場合には、督促状を送付する。
- ⑤ 督促状送付後、納入状況を確認し、納入が確認できなければ、電話による納入指導を行う。
- ⑥ 引き続き納入されない場合や借受人と連絡が取れない場合は、催告状を配達証明郵便で送付する。

4 佐賀県育英資金貸付金

1 管理所属

教育庁総務課

2 根拠法令等

佐賀県育英資金貸与条例

3 貸付制度の概要

(1) 貸付対象者

- ・保護者が県内に居住していること。
- ・学資の支弁が困難であること。
- ・学力が優れていること。(高校奨学資金を除く)
- ・勉学意欲があり、育英学生としてふさわしいこと。

(2) 貸付限度額

- ・大学特別学生 996 千円/年
 - ・大学一般学生 756 千円/年
 - ・高等専門学校及び高等学校の生徒 420 千円/年
- ※ 特別学生とは、県外の大学に自宅外通学を行う者で、卒業後、速やかに、佐賀県内において、居住し、かつ、就業することを希望するものをいう。

(3) 貸付利率

無利子

(4) 延滞利子

延滞期間が6月を超えるごとに、6月につき5%

(5) 貸付申請時期

- ・大学育英資金・高校育英資金 11月1日～12月15日
- ・高校奨学資金 1月4日～1月31日

(6) 担 保

- ・人的担保：保証人1名、連帯保証人1名
- ・物的担保：なし

(7) 貸付決定方法

佐賀県育英学生選考委員会に諮問

(8) 貸付金の交付時期

6・7・10・12月（四半期ごと）

(9) 償還期間及び償還方法

- ・償還期間
 - ・大学育英資金・高校奨学資金 卒業後6月経過後から20年以内
 - ・高校育英資金 卒業後6月経過後から10年以内
- ・償還方法
 - ・半年賦、年賦償還

(10) 償還猶予

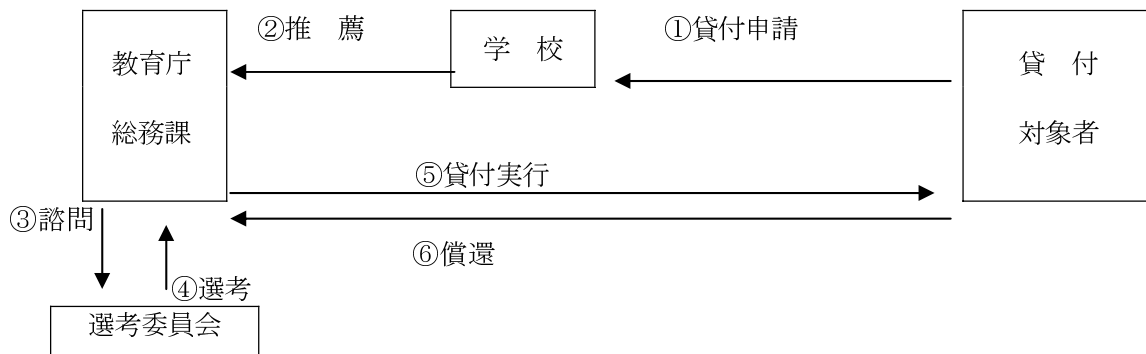
- ・大学、大学院又はこれらと同程度の学校に在学するとき。
- ・医学実地修練に従事するとき。
- ・災害又は傷い、疾病その他やむを得ない事由によって償還が著しく困難となったとき。

(11) 償還免除

- 死亡したとき。
- 心身障害のため労働能力を喪失し、償還不能と認められたとき。
- その他真にやむを得ない理由により、償還不能と認められたとき。
- (大学の学生のみ) 卒業成績が特に優秀(優の割合が8割以上)であったとき、育英資金の全額の3分の1を免除。
- (特別学生のみ) 卒業後1年を経過した日から、5年間県内に居住かつ就業したとき、特別貸与額を免除。

4 貸付事務及び償還事務の概要

(1) 貸付時の事務の概要(貸付事務のフロー図)



(2) 貸付債権の徴収管理及び滞納者への償還指導事務の概要

- 調定後、直ちに借受人に納入通知書を送付する。
- 償還期限までに償還がない場合は、償還期限から50日以内に督促状を送付する。
- 督促状を送付しても償還がない場合には、借受人及び連帯保証人に電話、戸別訪問により償還指導を行う。
- 納期限を6月経過後も償還しない場合には、催告状を借受人に送付するとともに、借受人及び連帯保証人に電話、戸別訪問による償還指導を継続する。
- 引き続き納入されない場合は、連帯保証人あて請求文書を送付する。

5 佐賀県高齢者住宅整備資金貸付金

1 管理所属

長寿社会課

2 根拠法令等

佐賀県高齢者住宅整備資金貸付規則

3 貸付制度の概要

(1) 貸付対象者

県内に居住し、60才以上の親族である高齢者と同居する者で、高齢者向けに居室等を増改築又は改造することを真に必要とし、自力で整備を行うことが困難であり、かつ償還能力がある者

(2) 貸付限度額

200万円

(3) 貸付利率

年利3%

(4) 延滞利息

延滞元利金額につき年利10%（災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。）

(5) 貸付申請時期

随時

(6) 担保

- ・人的担保：連帯保証人2名
- ・物的担保：土地・建物（昭和62年12月28日以降の貸付けから適用）

(7) 貸付決定方法

所管課のみで決定

(8) 貸付金の交付時期

随時

(9) 償還期間及び償還方法

月賦償還で、10年以内（据置期間1年を含む。）

(10) 償還猶予

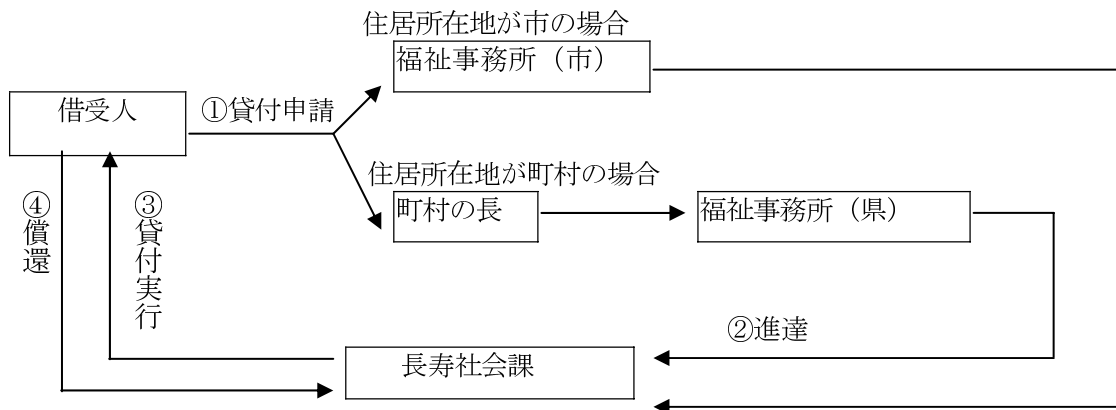
災害その他借受人の責めに帰することができない理由等により、償還金を支払うことが著しく困難になったと認められる場合、償還金の全部又は一部を猶予することがある。

(11) 償還免除

なし

4 貸付事務及び償還事務の概要

(1) 貸付時の事務の概要（貸付事務のフロー図）



(2) 貸付債権の徴収管理及び滞納者への償還指導事務の概要

- ・滞納者等に納入書を送付する。
- ・滞納者に対しては、催告状を送付する。
- ・電話による催告及び戸別訪問を行う。

6 佐賀県中小企業高度化資金貸付金

1 管理所属

商工課

2 根拠法令等

独立行政法人中小企業基盤整備機構法
佐賀県中小企業高度化資金貸付規則等

3 貸付制度の概要

(1) 貸付対象者

事業協同組合等

(2) 貸付限度額

なし

(3) 貸付利率

年利 1.05% 以内

(4) 担保

- ・人的担保：連帯保証人 2 名以上
- ・物的担保：土地、建物等

(5) 償還期間及び償還方法

20 年以内（3 年以内の据置期間を含む。）で年賦償還

(6) 償還猶予

- ・ 1 年以内の猶予
 - ・ 事業継続が認められ、延滞残高がないこと。
- ・ 3 年以内の猶予＋最終償還期限の延長（猶予期間と同期間内）
 - ・ 事業継続が認められ、延滞残高がないこと。
 - ・ 全額猶予を 2 年以上連続して受けている又は債務者が過去に複数年猶予を受けている場合は、当初償還計画による期限到来債権額相当の 2 分の 1 以上を償還していること。かつ売上高の減少など一定の基準をクリアしていること。
- ・ 最終償還期限の延長等
 - ・ 事業継続が認められ、延滞残高がないこと。
 - ・ 申請が最終償還年限を迎える年度であること。
 - ・ 貸付元高の 2 分の 1 が償還済であること。

(7) 償還免除

なし

4 貸付事務及び償還事務の概要

(1) 貸付時の事務の概要（貸付事務のフロー図）



(2) 貸付債権の徴収管理及び滞納者への償還指導事務の概要

- ① 商工課は、調定を行うとともに、借受人に納付書を送付する。
- ② 商工課は、未納の確認後、借受人に対し督促状を送付する。
- ③ 商工課は、関係機関とともに借受人を訪問し償還指導を行う。

7 佐賀県中小企業設備近代化資金貸付金

1 管理所属

商工課

2 根拠法令等

- ・ 中小企業近代化資金等助成法（昭和 41 年～平成 11 年）
- ・ 佐賀県中小企業近代化資金貸付規則（昭和 39 年～平成 11 年）

3 貸付制度の概要

(1) 貸付対象者

- ・ 原則として従業員 100 人以下の企業
- ・ 創業 1 年未満の場合は、原則として従業員 20 名以下の企業

(2) 貸付限度額

貸付対象設備額の 1/2 以内、40,000 千円以下
（特例の場合、2/3 以内、60,000 千円以下）
（創業 1 年未満の場合、1/2 以内、20,000 千円以下）

(3) 貸付利率

無利子

(4) 担保

- ・ 人的担保：連帯保証人 2 名以上
- ・ 物的担保：土地、建物

(5) 償還期間及び償還方法

原則 5 年以内（1 年以内の据置期間を含む。）で年賦償還

(6) 償還猶予

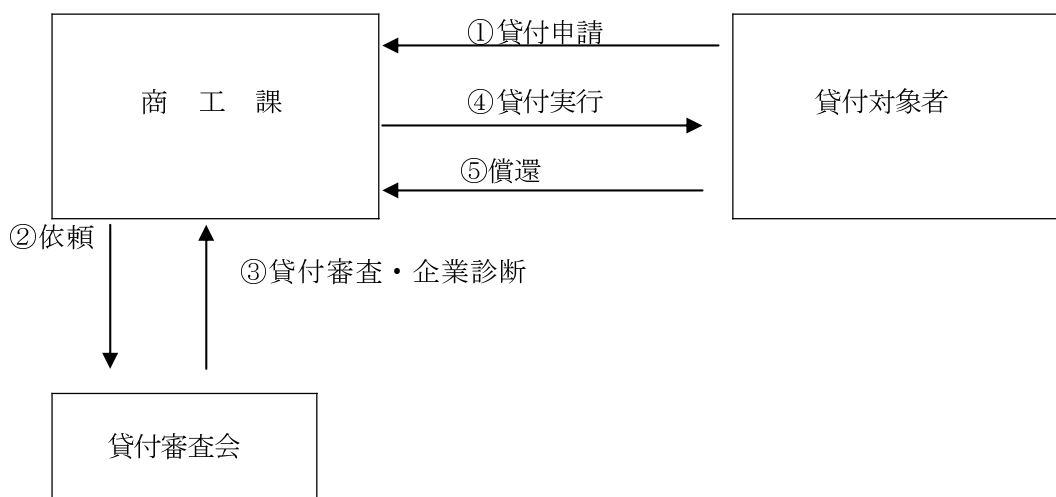
なし

(7) 償還免除

災害その他借主の責めに帰することができない理由により、貸付対象設備が滅失した場合において、やむを得ないと認められるとき、貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる。

4 貸付事務及び償還事務の概要

(1) 貸付時の事務の概要（貸付事務のフロー図）



(2) 貸付債権の徴収管理及び滞納者への償還指導事務の概要

- ① 商工課は、調定を行うとともに、借受人に納付書を送付する。
- ② 商工課は、未納の確認後、借受人に対して督促状を送付する。
- ③ 商工課は、借受人を訪問し償還指導を行う。

8 佐賀県農業改良資金貸付金

1 管理所属

生産者支援課

2 根拠法令等

- ・農業改良資金助成法
- ・佐賀県農業改良資金貸付規則

3 貸付制度の概要

(1) 貸付対象者

農業者又は農業者が組織する団体

(2) 貸付限度額

- ・農業者 1,800 万円
- ・法人又は農業者の組織する団体 5,000 万円

(3) 貸付利率

無利子

(4) 違約金

年12.25%

(5) 貸付決定方法

地区運営会議に諮問

(6) 担保

- ・人的担保：原則、連帯保証人2名以上
- ・物的担保：なし

(7) 償還期間及び償還方法

- ・原則10年以内（「条件不利地等の特定地域資金」等の場合は12年）
- ・年賦償還

(8) 償還猶予

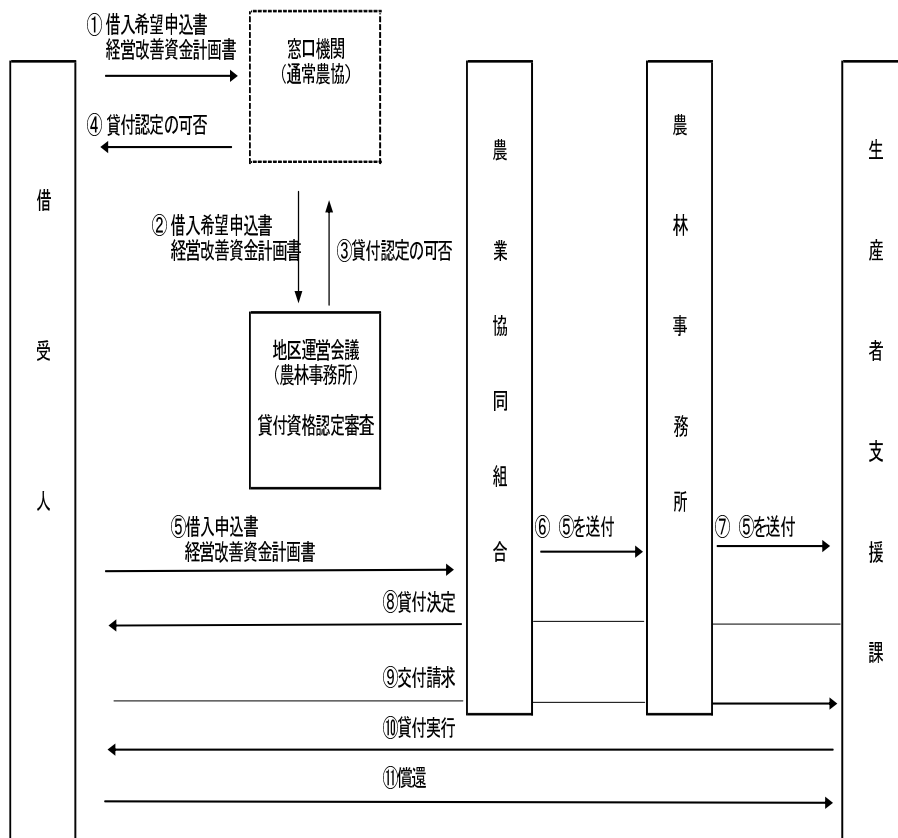
貸付けを受けた者又はその者と住居及び生計を一にする親族が不慮の災害、死亡、疾病又は負傷を受けた場合で貸付金の償還が著しく困難であると認めた場合

(9) 償還免除

なし

4 貸付事務及び償還事務の概要

(1) 貸付時の事務の概要（貸付事務のフロー図）



(2) 貸付債権の徴収管理及び滞納者への償還指導事務の概要

- ① 生産者支援課は、収入調定後、受託機関である信連へ納入通知書を送付（そこから各農協本所→農協支所→（借入者）へと送付されている）する。
- ② 信連から、生産者支援課に納入済通知書及び日報が送付される。
- ③ 生産者支援課は、必要に応じ新規の滞納者に督促状を送付する。
- ④ 生産者支援課は、必要に応じ毎年11月頃と3月頃に滞納者に対し、催告の面談を行う。（場所：農協支所、立会者：農協金融担当 等）

9 佐賀県林業・木材産業改善資金貸付金

1 管理所属

生産者支援課

2 根拠法令等

- ・ 林業・木材産業改善資金助成法
- ・ 佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則

3 貸付制度の概要

(1) 貸付対象者

- ① 林業従事者たる個人
- ② 木材産業に属する事業を営む者（資本の額若しくは出資の総額が 1,000 万円以下の会社又は常時使用する従業者の数が 100 人（木材製造業を営む者にあつては 300 人）以下の会社若しくは個人）
- ③ ①及び②により組織する団体
- ④ 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの（会社にあつては、資本の額若しくは出資の総額が 1,000 万円以下のもの又は常時使用する従業者の数が 300 人以下のもの）
- ⑤ 林業又は木材産業の経営等を共同して、又は集団的に行うことを目的として組織された法人格のない団体であつて、現に活動を行つており、目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有しているもの

(2) 貸付限度額

- ・ 個人 1,500 万円
- ・ 会社 3,000 万円
- ・ 会社以外の団体 5,000 万円

(3) 貸付利率

無利子

(4) 担保

- ・ 人的担保：連帯保証人 1 名以上
- ・ 物的担保：土地、立木

(5) 償還期間及び償還方法

10 年以内で年賦償還

（貸付金額が 50 万円以下… 3 年以内、50 万円超 500 万円未満… 5 年以内、500 万円以上 1,000 万円以下… 7 年以内、1,000 万円超… 10 年以内）

(6) 償還猶予

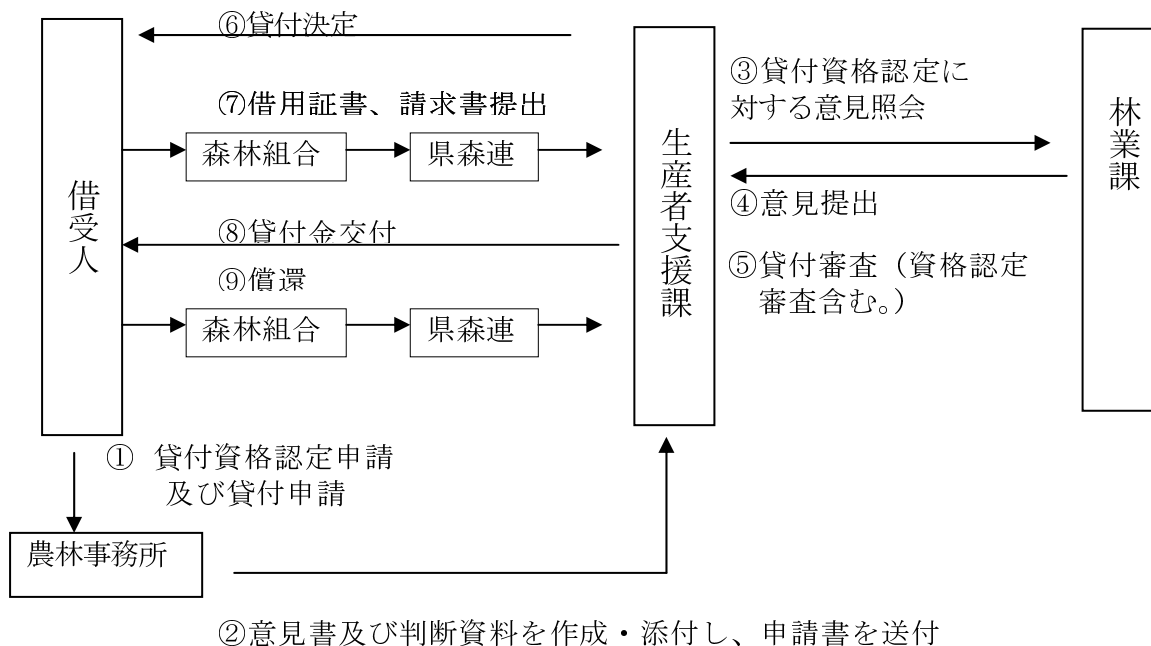
借受人（その者が団体である場合には、その団体を構成する個人）又はその者と住居及び生計を一にする親族が不慮の災害、死亡、疾病又は負傷により、償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。

(7) 償還免除

なし

4 貸付事務及び償還事務の概要

(1) 貸付時の事務の概要 (貸付事務のフロー図)



(2) 貸付債権の徴収管理及び滞納者への償還指導事務の概要

- ① 生産者支援課は、債権の保全・取立、償還金の収納等を委託している佐賀県森林組合連合会（以下「県森連」という。）に当該償還期限に係る償還者名簿及び納入通知書を送付する。
- ② 県森連は、関係する森林組合（借受人が森林組合の組合員でない場合は、直接借受人）に対し、納入期限を定めて償還通知を行う。
- ③ 森林組合は、該当する借受人に対し、納入期限を定めて償還通知を行う。
- ④ 生産者支援課は、毎月末の未納者に係る督促状及び文書を県森連に送付し、借受人への督促状交付及び納入指導を依頼する。
- ⑤ 県森連は、督促状の償還期限を30日過ぎてもなお償還されないときは、その事情を調査し、生産者支援課に報告する。

10 同和地区食肉共同保管流通施設運営資金貸付金

1 管理所属

人権・同和対策課

2 根拠法令等

同和地区食肉共同保管流通施設運営資金貸付要綱

3 貸付制度の概要

(1) 貸付対象者

佐賀同和食肉事業協同組合

(2) 貸付時期及び貸付額

昭和61年3月31日 40,000千円

(3) 貸付利率

年利2%

(4) 担保

- ・人的担保：連帯保証人8名（組合員である役員全員）
- ・物的担保：同和地区食肉共同保管流通施設の建物

(5) 償還期間及び償還方法

- ・15年以内（1年以内の据置期間を含む。）
- ・年賦償還

(6) 償還猶予

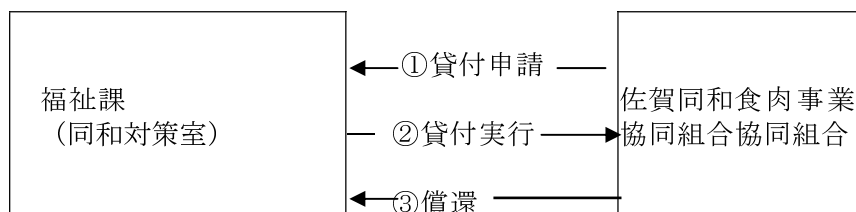
災害等借主の責に帰すことのできない理由により運営資金を償還することが著しく困難になったと認めるときは、運営資金の全部又は一部の償還を猶予することができる。

(7) 償還免除

なし

4 貸付事務及び償還事務の概要

(1) 貸付時の事務の概要（貸付事務のフロー図）



(2) 貸付債権の徴収管理及び滞納者への償還指導事務の概要

- ・人権・同和対策課は、関係団体役員及び同団体支部長等と今後の処理方針について協議を行う。
- ・人権・同和対策課は、関係団体との協議が整った時点で、組合の理事長及び役員等の出席を求め、個別に組合関係者、連帯保証人と面談し、今後の処理方針について協議調整を行う。
- ・人権・同和対策課は、組合役員、連帯保証人、関係団体が一堂に会した話し合いの場の設定に努力し、債権回収手続に入るための今後の具体的な処理方針について協議する。